　　　　 日本バプテスト連盟全国壮年会連合事務局職員 規程

1997 年8 月29 日第32 回総会制定

2013 年8 月23 日第48 回総会改定

2024 年8 月23 日第59 回総会改定

第 １ 条（目的）

この規程は日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約細則第２６条に基づき、これを定める。

第 ２ 条（任免）

職員は、日本バプテスト連盟加盟教会及びその伝道所の教会員の中から選任し、その任免に当たっては役員会の同意を得て会長が行う。

第 ３ 条（業務）

職員は、壮年会連合規約第５条各号の活動及び事業推進の業務を行う。

１．会費及び、神学校献金の推進と管理に関する業務

２．西南学院大学神学部神学生への奨学金に関する業務

(1) 貸与に関する業務

(2) 返還に関する業務

(3) その他奨学金に関する業務

３．連合立等神学校の神学生への奨学金に関する業務

(1) 連盟からの委託による奨学金送金に関する業務

(2) 受給者記録に関する業務

４．その他壮年会連合活動に関する業務

第 ４ 条（勤務時間）

職員は有給とし、勤務は原則以下の通りとする。ただし、業務上の都合によって、これを変更することがある。

（1）１日の勤務時間を１０：００～１６：００とする。

（2）週間の勤務日は、月、水、金曜日とし、各日１名が勤務する。

（3）その他、役員会が指定する日

第 ５ 条（その他）

１．職員の任用に当たって、全国壮年会連合は当該者に「労働条件通知書」をもって就業条件を提示する。

２．その他、この規程に定めのない事項については「日本バプテスト連盟全国壮年会連合事務局職員就業規則」に規定する。

第６ 条（規程の改正）

この規程を改正しようとする場合は、総会または役員会の発議により、総会において出席代

議員の過半数の同意を得なければならない。

付 則

第 １ 条 この規程は１９９７年 ８月２９日より施行する。

２．この規程は１９９８年 ８月２２日より施行する。

３．この規程は２０００年 ９月１６日より施行する。

４．この規程は２０１３年 ８月２３日より施行する。

５．この規程は２０24年 ８月２３日より施行する。